令　和　７　年　度

阪神水道企業団内部統制

評価報告書審査意見書

阪神水道企業団監査委員

阪水監局発第28号～２
令和８年１０月２３日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄　様

阪神水道企業団監査委員　山　口　由　美
同　福　島　さとり

令和７年度阪神水道企業団内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第160条において準用する同法第150条第５項の規定に基づき審査に付された令和７年度阪神水道企業団内部統制評価報告書について審査したので、次のとおり意見を提出する。

令和７年度阪神水道企業団
内部統制評価報告書審査意見

第１　審査の概要

１　審査の対象

令和７年度阪神水道企業団内部統制評価報告書

２　審査の期間

令和８年８月 31 日から令和８年 10 月 23 日まで

３　審査の手続

審査に当たっては、企業長が作成した内部統制評価報告書について、企業長による評価が地方自治法及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の趣旨に沿って適切に実施されているか、また、内部統制の整備状況及び運用状況について客観的かつ合理的な評価が行われているかを主な着眼点として審査を実施した。

第２　審査の結果

まず、令和７年度は、阪神水道企業団において地方自治法に基づく内部統制制度を本格的に運用した初年度であり、内部統制基本方針の策定、推進体制の整備、リスク評価及び内部統制評価の実施など、制度の定着に向けた取組が進められており、特に、全庁的な内部統制については、適切に整備及び運用されているものと認められる。

次に、内部統制の整備及び運用の結果提出された令和７年度阪神水道企業団内部統制評価報告書について、審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

第３　審査の意見

１　運用上の重大な不備について

令和８年阪神水道企業団議会第１回定例会に提出された予算関係資料における

給与費明細書の数値誤りは、財務情報の信頼性及び議会に対する説明責任に影響を及ぼす事案であり、二元代表制の下での執行機関と議会との関係の根幹に影響を及ぼしかねないことからも、内部統制上の重大な不備に該当するとした判断は妥当である。

また、公募型プロポーザル方式において、本来公表すべきでない採点結果等を公表した事案は、公平な競争環境及び審査手続に対する信頼を損なうおそれを生じさせたものであり、重大な不備とした判断は妥当である。

企業長においては、既に整理された再発防止策を着実に実施するとともに、組織全体の確認機能及び牽制機能の強化を図り、同種事案の再発防止に努められたい。

2　業務レベルの内部統制について

内部統制評価報告書では、重大な不備２件のほか、業務レベルの内部統制において複数の不備が報告されている。特に、例月出納検査においても繰り返し指摘している証ひょう書類の日付誤り、記載漏れ、添付漏れ及び決裁ルート誤り等については、依然として改善が十分に図られているとは言い難い状況にある。

これらの軽微な不備は、放置すれば将来的に重大な不備につながる可能性があることから、内部統制推進部局を中心として事例の共有及び横展開を図るとともに、職員の内部統制に対する理解及び意識の向上に継続的に取り組まれたい。

3　内部統制の実効性の向上について

内部統制制度は、制度を整備すること自体が目的ではなく、日々の事務執行の中で有効に機能し続けることが重要である。評価結果や監査結果等を組織全体で共有し、継続的な改善につなげることで、内部統制の実効性の向上に不断に取り組まれることを望むものである。

また、今後とも適正な事務執行の確保と住民及び構成市からの信頼の維持向上に努められたい。